

川崎市食品衛生監視指導計画に基づく 令和6年度年末食品一斉監視実施結果について

年末年始にかけては、例年ノロウイルスによる食中毒が多発し、短期間に多種多様な食品が大量に流通します。このことから積極的に食品の衛生を確保し、市民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を図るため、市では例年、「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、12月中の1か月間を「年末食品一斉監視期間」と定め、食品等取扱施設の監視指導の強化を図っています。

1 実施期間

令和6年12月1日(日)から令和6年12月31日(火)まで

2 実施機関

区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課、中央卸売市場食品衛生検査所、健康福祉局健康安全研究所、健康福祉局保健医療政策部食品安全担当

3 施設の監視指導

食中毒の原因施設となる頻度が高い施設、重大事案等により継続的な実態把握及び監視指導が必要な施設等に重点的に立ち入り、食品の衛生的な取扱状況や温度管理の状況、食品表示等を監視指導しました。

(1) ア 施設等に関する監視指導施設数 延べ 4,798 施設

イ 表示に関する監視指導施設数 延べ 3,627 施設

(2) ア 施設等に関する改善指導等の措置数 延べ 207 回

イ 表示に関する改善指導等の措置数 延べ 53 回

4 食品等の監視指導

市内で製造、流通、販売等される食品（肉卵類及びその加工品、魚介類及びその加工品、漬物、菓子類等）について、重点的に官能検査や収去（抜取）検査を実施しました。

（１）食品等の官能検査数 **10, 866 件**（うち、表示の官能検査数 9, 539件）

官能検査に基づく表示違反が**65件**ありました。これらの食品を販売する施設等に対し、適正に表示をするよう指導しました。また、食品衛生法違反が**1件**ありました。この食品を販売する施設等に対し、適正に販売するよう指導しました。

（２）食品等の収去（抜取）検査検体数 **129件**（うち、輸入品 6件）

試験に基づく規格基準違反及び表示基準違反の発見はありませんでした。

川崎市健康福祉局保健医療政策部食品安全担当 電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 4 4 5 FAX 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 7
--